

審議事項追加資料 1

○公園計画（原案）修正案（修正該当ページ）

- ・原案P 5、P 41、P 45、P 49

## 1 指定理由等

### (1) 指定理由及び公園区域の変更経緯等

本公園は、酒田市最上川河口南岸から新潟県境付近の鶴岡市鼠ヶ関に至る庄内地域の砂丘海岸や岩石海岸を主体とする海岸風景地が、本県を代表する優れた自然の風景地として、昭和23年8月5日に県立自然公園に指定されている。（当初指定面積4,096ha）

その後、昭和38年12月には金峰山地域を公園区域に編入（2,480ha）し、昭和50年3月には気比神社社叢（きびじんじゃしゃそう）地域を山形県自然環境保全地域に指定するため、公園区域からの削除（8ha）を行い、部分的な区域変更を行ってきた。

本公園の特徴は、鶴岡市及び酒田市の都市部に近接していることから、人為的な影響を受けやすいほか、一方では、継続的に人的な管理が行われないと現在の自然環境が維持できない地域も存在している。

また、土地の所有形態は、鶴岡市湯野浜以北の海岸部や高館山の一部に国有地が存在するものの、区域の8割以上が私有地で占められているため、風景地保護のための保護規制の立案や自然環境の人的管理を行うためには、土地所有者をはじめとする地域の理解や協力が不可欠な自然公園となっている。

### (2) 変更理由

本公園は、酒田市最上川河口南岸から、新潟県境付近の鶴岡市早田に至る庄内地域の海岸地域を主体とした区域と、鶴岡市の金峰山、母狩山等の山塊を包む地域に位置する。

公園区域の部分的な変更は行ってきたものの、指定から70年余りが経過した現在まで、公園区域全体を対象とした全般的な区域見直しは行われていない。

このため、この間の自然的・社会的条件の変化により、県立自然公園としての資質に富んだ地域の区域への編入や、市街地化の進展により県立自然公園としての資質が乏しくなった地域、公園区域線が不明確となった地域など、公園区域の変更が必要な部分が生じてきている。

このような状況を踏まえ、本公園の適正な保護と利用の推進を図るため、公園区域の全般的な見直しを行うものである。

## 1 基本方針

庄内海浜県立自然公園は、酒田市最上川河口南岸から、新潟県境付近の鶴岡市早田に至る庄内地域の海岸地域を主体とした区域と、飛地として鶴岡市の金峰山、母狩山等の山塊を包む地域に位置する。

本公園は昭和23年8月5日に県立自然公園として指定され、その後公園区域の部分的な変更が幾度か行われているものの、指定から70年余りが経過した現在まで、公園計画（規制計画・事業計画）が決定されず現在に至っている。この間の市街地化の進展、庄内空港の開設や高速道路をはじめとした交通網の整備により、土地利用形態に大きな変化が生じている。

また、本公園内の大山上池、大山下池（鶴岡市大山）には、冬期を中心に渡り鳥としてハクチョウ類やカモ類、オオワシやオジロワシ等の猛禽類など多様な鳥類が飛来することから、平成20年（2008年）10月に国指定の大山上池・下池鳥獣保護区特別保護地区に指定され、ラムサール条約の登録湿地となるなど、自然的・社会的条件の変化により、風致の維持を図る必要性が高い地域も存在している。

このような状況を踏まえ、本公園の風致の維持と適正な利用の推進や生物多様性の確保を図るため、下記の方針により公園計画を決定するものである。

### 記

#### （1）規制計画（保護規制計画）

本地域の風致を特徴づけるとともに、野生生物の生育・生息地としても重要な池沼や海浜地域並びに山岳地域において、風致を維持する必要性の高い地域を特別地域とする。

#### （2）事業計画（利用施設計画）

本公園の利用形態は、海浜地域の海水浴、海釣り、サーフィン、キャンプなどを主体としたレクリエーション利用が行われてきている。近年はこれらに加え、里山地域での動植物観察、森林浴、里山トレッキング、バードウォッチングなども行われ、利用形態が多様化してきており、自然環境の保護と適正な利用の促進を図るものとする。

公園利用のための各種施設については、地元自治体や観光関係者等をはじめとする様々な主体により整備されてきている。このため、施設による環境負荷や利用状況を勘案し、施設配置は必要最小限に止め、既存の歩道を公園計画に位置づける。

#### （3）留意事項

本公園には、海浜地域のクロマツ林、砂草地（人工草地）や大山地域の都沢公園（湿地）等、継続的な人的管理により自然環境が維持される地域も存在しており、地域の実情を踏まえた維持管理の仕組み等を考慮していく必要がある。

また、一般の保護規制計画の立案においては、高館山地域については、他法令の保護制度による保全が行われていること、海浜地域のクロマツ林と砂草地については、飛砂防止のため継続的な人的管理が今後も必要な地域であること、更に砂草地については、その大部分を外来種（オオハマガヤ）が優占し、当該植生に関する全国的な評価が定まっていないことから、特別地域の指定を見送っている。

これらの地域については、今後、自然的・社会的条件の変化等を踏まえた保護規制計画の見直しを行う場合に、必要に応じて検討を要する地域であることを付記する。

(表5：第2種特別地域内訳表)

名 称	区 域
大山上池	山形県鶴岡市 大山、大山二丁目、大山三丁目及び菱津の各一部
大山下池	山形県鶴岡市 大山の一部

地区の概要	面積 (ha)
<p>上池は、江戸時代に構築された古いため池で、現在も水田灌漑用として農業用水を供給している。</p> <p>上池の水辺には、県内では自生地がほとんど消失したハンゲショウやミズアオイ、低標高の池沼には少ないミズユキノシタの群落があり、マツモ、シロネ、ミクリ等の希少な種をはじめとして、多様な水生・湿性植物が生育している。</p> <p>また、冬期には渡り鳥として、ハクチョウやカモ類をはじめ、オオワシやオジロワシ等の多様な鳥類が飛来することから、平成20年（2008年）10月にラムサール条約の登録湿地となっている。</p> <p>これらのことから、<b>上記動植物種の生息地・生育地の保全を図ることにより、良好な風致の維持を図ることが必要な地域</b>である。</p>	18
<p>下池は、上池とともに江戸時代に構築された古いため池で、水田灌漑用として農業用水を供給している。</p> <p>下池の水辺には、ヒシ、ウキヤガラ、オオイヌタデ、ミソハギ等や、フタバムグラなどの希少な種の群落もあり、多様な水生・湿性植物が生育している。</p> <p>また、冬期には多くの渡り鳥が飛来することから、上池とともにラムサール条約の登録湿地となっている。</p> <p>これらのことから、<b>上記動植物種の生息地・生育地の保全を図ることにより、良好な風致の維持を図ることが必要な地域</b>である。</p>	29
<p style="text-align: center;">合 計</p>	47

(表7：第3種特別地域内訳表)

名 称	区 域
荒倉山	山形県鶴岡市 油戸、由良及び西目の各一部
金峰山	山形県鶴岡市 青龍寺、藤沢及び高坂の各一部
庄内海浜	山形県鶴岡市 湯野浜の一部  山形県酒田市 浜中、十里塚及び宮野浦の各一部

地区の概要	面積 (ha)
<p>荒倉山は、日本海の海岸に沿った低山域で、日本海に面した西部や北東部斜面はケヤキやカシワなどの海岸域特有の風衝型の自然海岸林を形成している。</p> <p>また、標高約150mから荒倉神社周辺には約2haのブナ林が残されている。</p> <p>植物種は、シラネアオイ、サンカヨウ、キバナイカリソウ、コシノカンアオイ、マルバマンサク等の多雪地に適応した日本海要素の植物を中心に構成されている。</p> <p>これらのことから、<b>上記植物種の生育地の保全を図ることにより</b>、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p>	115
<p>金峰山は、朝日連峰から摩耶山を経て庄内平野に至る北端の山岳地で、ブナ林やキタゴヨウが冷温帯要素を示すほか、コナラを中心とする落葉広葉樹林で構成され、北方系と南方系の生物種が多く見られる。</p> <p>シラネアオイやタカネトンボなどの北方系種とフユイチゴやキジノオシダなどの南方系の植物が混在するほか、アオバセセリ、ホタルガ、スミナガシなどの南方系の昆虫類も生息する。フユイチゴやキジノオシダは山形県唯一の生育地で、分布の北限にもなっている。</p> <p>また、古くから信仰の山として知られ、金峯神社には多くの参詣者が訪れる。周辺一帯は、金峯神社の文化的な社叢林を含めて、国指定の名勝となっている。</p> <p>これらのことから、<b>上記動植物種の生息地・生育地の保全を図ることにより</b>、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p>	58
<p>鶴岡市湯野浜から酒田市宮野浦に至る海浜地域は、飛砂被害を防止するため、長い歳月をかけてクロマツ林（飛砂防備林）が整備されてきている。</p> <p>また、飛砂を抑えクロマツ林を保護するため、人工的な草地（砂草地）も整備されている。</p> <p>海浜地域のうち、汀線（波打際）から砂浜裸地部分は、海浜特有の生物の重要な生育・生息地域となっている。</p> <p>生育密度は高くないが、海浜特有の植物として、ハマボウフウ、ハマニガナ、ハマヒルガオ、コウボウムギ、ケカモノハシなどが生育する。</p> <p>また、この環境にしか生息しない特異な動物種として、ヤマトマダラバッタやイソコモリグモなどが生息している。</p> <p>これらのことから、<b>上記動植物種の生息地・生育地の保全を図ることにより</b>、良好な風致の維持を図ることが必要な地域である。</p>	77
<p>合 計</p>	250